

平成十三年二月二十一日提出
質 問 第 二 二 七 号

地方公共団体における交通安全対策に関する質問主意書

提出者 井上和雄

地方公共団体における交通安全対策に関する質問主意書

我が国の交通事故発生件数は増加の一途をたどり、痛ましい事故も後を絶たない。交通事故対策を推進していく上では各地方公共団体による地道かつ緻密な努力が欠かせないものであり、交通安全対策基本法第四条においても地方公共団体の責務を明確にしている。

従って、次の事項について質問する。

一 交通事故対策を推進していく上で、各地方公共団体による交通安全に関する条例制定、交通安全対策会議設置、交通安全計画作成などの施策が有効であると考えるが、現状はまだ多くの自治体でそのような施策がとられていないと思われる。この事について政府としての見解を伺いたい。

二 交通安全に関する条例制定、交通安全対策会議設置、交通安全計画作成などの交通事故対策を行っていない各地方公共団体に対し、政府として今後どのように交通安全対策の推進を促していく所存か、明らかにされたい。

三 交通安全に関する条例を制定している地方公共団体がどの程度あるのか。ともに、制定している地方公共団体名をすべて明らかにされたい。

四 交通安全対策基本法第十八条に基づき、交通安全対策会議を設置している地方公共団体がどの程度あるのか。ともに、設置している地方公共団体をすべて明らかにされたい。

五 交通安全対策基本法第二十六条に基づき、交通安全計画を作成している地方公共団体がどの程度あるのか。ともに、作成している地方公共団体をすべて明らかにされたい。

右質問する。